

「規制改革ホットライン」規制改革要望
【2025年度】

No	提案事項名 タイトル	提案の具体的内容	提案理由	規制の根拠(可能な範囲で) ①法律・政令が根拠 ②省令が根拠 ③他の制度が根拠 ④不明	具体的な根拠法令等	制度の 所管官庁
1	保険募集に係る説明書面の保険契約者等への電磁的提供方法の多様化	令和3年の保険業法施行規則・監督指針改正により、重要事項説明書(以下、「重説」という。)については、電磁的方法による情報提供が可能な方法が、従来の「メール・ダウンロード・CD-ROM」の3つから「顧客専用WEBページ閲覧・一般HP閲覧」を加えた5つに多様化されたが、重説と密接に関係するクーリング・オフ説明書の交付の方法については、従来の3つの方式に限定されているため、本書面においても電磁的方法の多様化を要望する。	・保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ—4—2—2(2)②イ.に基づき、注意喚起情報として重説の中でクーリング・オフについて記載する必要があることから、保険会社は重説とクーリング・オフ説明書を一体化してお客様に交付している。 ・保険会社は、お客様がクーリング・オフ対象契約を選択する可能性を考慮して、重説にはクーリング・オフについて汎用的に記載している(保険期間1年超を選択する場合にはクーリング・オフ対象となるため、例えば自動車保険のように保険期間が1年以内の契約が大半である場合でも、お客様が保険期間1年超を選択する可能性を考慮して、重説にはクーリング・オフの説明を記載している)。 ・上述のとおり、お客様がクーリング・オフ対象契約を選択する可能性のある商品の重説を電磁的方法で提供する場合、情報提供については保険業法施行規則第272条の2第5項に基づき5つの方法が容認されるが、クーリング・オフ説明書部分は同規則第240条の2第1項に基づき3つの方法に限定されていることから、重説全体としては3つの方法により提供せざるを得ず、顧客利便性が損なわれている状況にある。 ・スマートフォンの普及など保険契約者を取り巻く情報通信技術は進展しており、クーリング・オフ説明書の交付の電磁的方法を多様化する対応が行われることを希望する。 ・上記の理由から、本件は一昨年度に続き要望するもの。	①法律・政令が根拠	保険業法第309条 保険業法施行規則第227条の2、第240条の2等	金融庁
2	情報提供義務(保険業法294条第1項)における書面交付原則の見直し	現行規制においては、保険会社又は保険募集人等による保険契約者及び被保険者に対する情報提供義務(保険業法294条第1項)について、書面交付が原則、電子交付は例外とされているが、書面交付と電子交付を並列の取扱いとする形に見直しをお願いしたい。	保険会社又は保険募集人等は、保険契約の締結、保険募集等に関し、保険契約者及び被保険者(以下、保険契約者等)に対して、保険契約の内容その他参考となるべき情報を記載した書面(重要事項説明書等)を交付する必要があるとされており、保険契約者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるとされている。そのため、保険会社・保険契約者等とも、電磁的方法による提供を求める場合に追加手続が必要となっているが、電子交付を更に押し進めるため、保険業法施行規則を改正し、重要事項説明書等の電子交付を書面交付と並列に位置付けるべきである。電子交付を行う場合においても、必ず書面交付も選択可能であることを保険契約者等に告知するとすれば、同改正により、現行規制と比べて保険契約者等の保護に劣るということはないと考える。書面交付と電子交付を並列の取扱いとすることで、顧客ニーズを踏まえつつ、保険会社各社が自社の事業特徴等に応じた効率的な業務運営を行うことは、保険会社の持続可能なビジネスモデルの構築にも資するものである。なお、同様の改正は金融商品取引法においては、既に実施されているものと認識している。	②省令が根拠	保険業法294条第1項 保険業法施行規則227条2第3項および第4項	金融庁
3	確定拠出年金指定運用方法の選定・提示の義務化	指定運用方法の選定・提示を義務化することを要望する。	確定拠出年金制度は、本来拠出した掛金を運用することにより、高齢期に給付を受ける制度です。しかしながら、指定運用方法が選定・提示されていない制度においては、加入者が運用の指図を行わない場合、現金として管理され、運用を行えていない状況です。制度の趣旨として、加入者が自ら運用の指図をできるよう投資教育を行うことは大切ですが、指定運用方法が適用されるような無関心の方はまず「指定運用方法という形でどういった商品で運用することが望ましいか」を示す、「運用の結果としてのベネフィットを享受する体験をする」ことが行動への第一歩と考え、指定運用方法の選定・提示を義務化することは、結果として無関心層の運用を促すことにつながると考えます。 また、無関心層に一定の運用の経験をしてもらい、より運用に興味関心をもってもらうことは、資産運用立国の趣旨と、方向性は一致するものと存じます。 なお、既存の実施事業所(既存の企業型年金規約)においては指定運用方法の選定・提示に年金規約変更が必要となることを踏まえ、努力義務とすることが望ましいと考えますが、加入者のことを考えれば「義務」とすることが望ましく、指定運用方法の選定・提示の手続きを簡素化することが可能であれば「義務」としていただきたいと存じます。	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第23条の2	厚生労働省
4	企業型年金規約に記載する事項の簡素化	企業型DC年金規約に記載すべき事項が多く、制度導入時および制度変更時における事業主、運営管理機関ともに負担が大きくなっていることから、事業主と運営管理機関との間の契約にかかるものは規約の記載事項から除外することを要望する。	企業型DCを導入する際に承認申請する規約に記載すべき事項が多く、事業主、運営管理機関ともに負担が大きい。また制度導入後に制度変更する場合も、規約に記載している事項が多いことから規約変更が必要な事項となってしまう、一部変更申請の簡素化は進められているものの、依然として負担が大きい。 事業主と運営管理機関との間の契約にかかるものは規約の記載事項から削除し、制度導入時および変更時における事業主および運営管理機関の負担を軽減するためにも規約に記載する事項の削減を要望する。	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第6条、確定拠出年金法施行規則第5条・第7条	厚生労働省
5	企業型年金規約(変更)の承認申請・届出手続きのペーパーレス化(電子化)	「企業型年金規約(の変更)の承認申請」「同変更の届出」に添付する書類のペーパーレス化(電子化)を要望する。	現在、各種行政手続きが電子申請を導入しペーパーレス化が図られている中、企業型年金規約(の変更)の承認申請や変更の届出は、(変更)承認申請書以下添付書類全てが紙での提出を求められている。これらをペーパーレス化(電子化)し、電子申請を認めることを要望する。 電子申請の導入により紙資源の消費量削減、保管スペースの削減、申請・承認手続きの効率化が図られると考える。	②省令が根拠	確定拠出年金法 第3条、第5条、第6条 確定拠出年金法施行規則第3条、第6条、第7条	厚生労働省
6	確定拠出年金企業型確定拠出年金制度における管轄厚生局の指導の統一化と標準的な企業型年金規約の提供	・企業型確定拠出年金規約の承認審査について、管轄厚生局(全国8箇所)毎に指導内容が統一化されていない。例えば、過去に厚生局に承認された事業主掛金の設定方法について、異なる厚生局に申請し否認されるケースが生じている。厚生局によって見解が統一されていないため、各厚生局との交渉が複雑化している。 ・また同一の厚生局においても、過去に承認を受けた年金規約と同じ内容で申請して承認されない場合がある。 ・指導の結果作成される企業型年金規約の標準的な雛型がないことにより、厚生局、運営管理機関の間で相応の時間をお互いに費やししながら、確認作業を行っており、双方の業務効率化を目的として雛型の提供を要望するもの。	・過去に特定の地域を管轄する厚生局に承認された確定拠出年金制度を、他の厚生局が管轄する地域の事業主と策定し否認されるケースにおいては、両地域の事業主に不平等が生じないよう折衝・調整が必要になる。場合によっては否認された制度を変更する運営管理機関や事業主も存在することを懸念している。 ・企業型年金規約の標準的な雛型がないことにより、厚生局、運営管理機関の間で相応の時間をお互いに費やししながら、確認作業を行っており、働き方の観点より検討を求めているもの。なお、現在は各社毎に企業型年金規約を作成しているが、法改正等の都度、各厚生局との膨大な調整・確認作業が発生している。 ・個別に認められた制度内容(掛金設定方法など)については、企業型年金規約の雛型や指導内容にフィードバックし、他の厚生局・他の事業主においても円滑に承認いただくことを検討いただきたい。 本提案は法律の変更は要しないものであり、厚生労働省から各厚生局への通知レベルで改善できるものではないかと考えている(雛型規約の提供は一定のロードはかかると思うが、実現は十分可能だと判断している)。 2022年度以降毎年の規制改革要望において「引き続き、企業型確定拠出年金規約の記載例や指導内容等について適切に各厚生局へ情報共有を図ってまいります。」とご回答いただいているが、改善がみられないため継続して要望するもの。	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第3条、法令解釈通知等	厚生労働省